

公益社団法人長岡市シルバー人材センター  
夫婦会員取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既に正会員となっている者の配偶者や新規に夫婦で加入する者の促進を図ることで、センターの会員拡大に繋げることを目的とする。

(対象)

第2条 夫婦とも会員である者とする。(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(登録)

第3条 夫婦会員として登録しようとする者は、入会時や会員状況調査時において所定の様式に配偶者名を記載のうえ、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により承認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費)

第4条 夫婦会員のいずれか一方の配偶者の会費は、センター会費規程の規定による。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。